

## 「認知症の診断に関する専門部会」の検討状況について

## 1 事故救済制度の見舞金（給付金）支給に係る診断について

○まずは、事前に賠償責任保険に登録してもらうよう、広報を推進していく。

⇒診断助成制度開始前（平成 31 年 1 月 27 日まで）に既に診断を受けている者が登録できる期限を、令和 2 年 3 月 31 日から 1年間延長（令和 3 年 3 月 31 日まで） し、引き続き、事前登録を推進していく。

※なお、第 2 段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者の登録期限についても、1年間延長する（助成金は対象外）。

○事前登録がなくても、事故後において、原則、市内の認知症疾患医療センターで精密検査を受け、推定発症時期の記載のある診断書が発行された場合は、見舞金（給付金）の対象とする。

※ただし、死亡及び受診拒否の場合は、

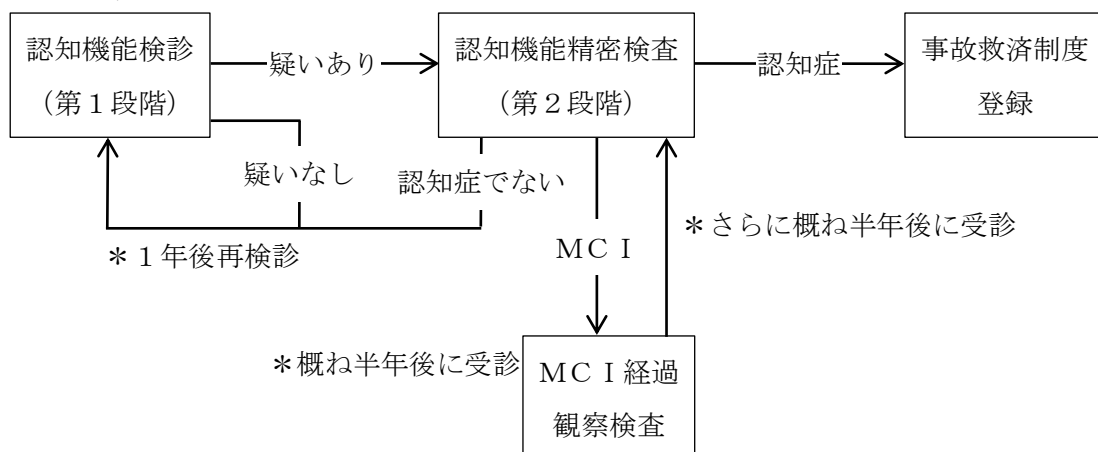
- ・事故以前に認知症と診断されており、医療機関から推定発症時期の記載のある診断書が発行された場合は、事故救済制度に関する給付金判定部会に委ねる。
- ・事故以前に認知症と診断されていない場合は困難ではないか。

## 2 軽度認知障害（Mild Cognitive Impairment: MCI）と診断された方の経過観察検査について

○MCI と診断された方が経過観察のための検査（概ね 6 ヶ月後）を受診した場合に、保険診療の自己負担分を助成する。

○MCI の経過観察検査は、認知機能精密検査（第 2 段階）からの状態の変化を把握することができ、認知症となった場合は、事故救済制度の登録へ繋がられるよう、原則、同じ第 2 段階医療機関が実施することを勧奨する（自身の病気に関することはかかりつけ医を併診）。

（参考）診断助成制度の受診の流れ



### 3 診断助成制度の精度管理について

- 診断助成制度の統計データ（受診率、要精検率、精検受診率など）を分析し、必要な改善（手引きの改訂、Q&Aの配布など）を図る。
- 改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）等による判定と、検診結果（認知症疑いの有無）が異なる場合はその理由を記載するよう、診断様式に記載欄を設ける。あわせて、判定基準がより分かるよう、結果記載欄に明記する。
- 第2段階医療機関の認知機能精密検査をより正確に行うため、受診者の基礎疾患、投薬内容などが分かるよう、診断様式に記載欄を設ける。